千葉市

記者発表資料

令和８年１１月１１日
保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課
電話　２４５―５０６３

令和８年度介護保険料の算定誤りについて

千葉市で利用している介護保険システムにおいて算定誤りが生じ、一部の被保険者の令和８年度介護保険料が本来より過大に算定されていることが判明しましたので、お知らせします。

このたびは、市民の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

１　事案の概要

介護保険法施行令の改正および令和８年１月に厚生労働省が発出した通知を踏まえ、介護保険システムにおいて令和８年度介護保険料を算定し、被保険者に対して保険料決定通知および納入通知書を送付しました。

その後、同年７月に同省が発出した通知により、算定方法の一部の取り扱いに違いが生じたため、算定プログラムを変更して保険料を再計算した結果、一部の被保険者について保険料が過大に算定されていたことが判明しました。

２　経緯

１月　９日（金）厚生労働省事務連絡にて、令和８年度介護保険料算定における介護保険システムの仕様（介護保険システム上のフロー）が示される。

５月１５日（金）本市のシステムベンダーが上記事務連絡の仕様に対応したプログラムを開発し、本市介護保険システムに適用。

６月上旬　令和８年度介護保険料を算定、第１号被保険者宛てに通知。

７月１６日（木）厚生労働省事務連絡が発出。当該事務連絡と令和８年１月９日同省事務連絡で所得計算における所得控除引き上げ額の取り扱いが変更され、違いが生じていることが判明。その後、本市システムベンダーにおいて変更後の仕様でプログラム開発を開始。

１０月３０日（金）変更後のプログラムを適用し、政令改正の影響を受ける全ての第１号被保険者の保険料を再計算した結果、７７件の過大算定が判明。

３　影響範囲

（１）保険料額への影響

過大に算定された方　７７人

過大に算定された保険料額（本来の額との差額）の合計　約８７万円

１人当たり平均差額　約１１，０００円

（１人当たり最大差額　　２２，６８０円）

（２）納付方法への影響

年金からの特別徴収（年金天引き）により保険料を納付している方について、正しい算定結果に基づき、保険料額が変更されることに伴い、特別徴収が停止され、納付書や口座振替によりご本人が納付を行う方法に変更される事象が生じる。

４　今後の対応

対象となる７７人の方に対し、お詫び文とともに保険料額を修正した決定通知書等を１１月１３日（金）に発送する予定です。

過大に算定した保険料の調整は以下の方法により行います。

（１）年金からの特別徴収（年金天引き）により保険料を納付している方については、来年２月分以降の保険料で調整します。

※保険料額が変更されたことに伴い、特別徴収ができなくなることから、納付方法を納付書払いや口座振替に変更していただくことになります。

（２）特別徴収によらず、毎月納付書で金融機関等から納付いただいている方に対しては、正しい金額の納付書を速やかに送付します。